

# 兵庫県新型インフルエンザ対策検証委員会 第2波に備えた対策に関する提言要旨

国内で初めて感染者が確認された新型インフルエンザに対する、兵庫県のこれまでの対応について、6月15日に「兵庫県新型インフルエンザ対策検証委員会（委員長：岩尾總一郎 前WHO神戸センター所長・国際医療福祉大学副学長）」を設置し、同委員会において検証を進めてきた。このたび、報告書がまとまり、県に対して報告した。

## 1 趣 旨

新型インフルエンザに対する兵庫県等の対応を検証し、その結果を兵庫県新型インフルエンザ対策計画や今後の対策に反映させることにより、新型インフルエンザ対策の充実強化や県民の安全・安心のための備えの充実に資する。

## 2 検証の柱

当検証委員会では、次の5つの柱を立て、総合的視点から検証を行った。

- 医療提供体制及び接触者対応のあり方
- 患者情報の伝達、共有のあり方
- 社会活動の制限と県民生活維持対策のあり方
- 広報・リスクコミュニケーションのあり方
- 行政システムのあり方

## 3 提言の基本的な考え方

### (1) 社会全体での取り組みの必要性

新型インフルエンザの今後の流行拡大に対応するには、行政、医療機関、企業、学校、住民など、社会の構成員それぞれが連携・協力し、感染拡大防止に積極的に取り組むことが不可欠である。

### (2) 既存の医療資源を活用した対応の検討

感染拡大に備えて新型インフルエンザに対応した医療資源の充実を図る必要があるが、目前に迫った危機に対して医療体制を今すぐ大幅に拡大することは容易なことではない。

そのため、軽症者の自宅療養、重症化のおそれが高い患者の一般医療機関における診療、患者の入院期間調整など、既存の医療資源を最大限有効に活用する現実的な方法を検討する必要がある。

### (3) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザの流行を乗り切るには、住民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠である。

また、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意する、基礎疾患を持っている方はその治療に努めるなど、平素からの新型インフルエンザに負けないからだづくりも重要である。

自分たちに必要な肺炎球菌や季節性インフルエンザなどの各種ワクチンの接種や基礎疾患の適切な管理を行う。

### (4) 感染状況や重症者の発生状況による柔軟な対応の実施

新型インフルエンザの今後の流行や重症者の発生状況については不明な点が多いため、固定的な対策で対処することは困難である。

そのため、今後の新型インフルエンザ流行や、H5N1インフルエンザ等新たなインフルエンザ出現に対する備えとして、対策項目別に対策を用意し、状況に応じて選択していくことが必要である。

### (5) 基礎疾患を有する者<sup>( )</sup>への対応の充実

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者への対応を重点的に行うべきである。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

#### 4 提言における対策の枠組み

##### (1) 対策の考え方

重症者の発生状況によって3つのモデル的な対策オプション（対策レベル1～3）を用意する。

重症者の発生状況と、流行状況の組み合わせには、様々な場合があり得るため、実際に実行する対策は、対策レベル1～3を参考に、適宜選択していくことを提案する。

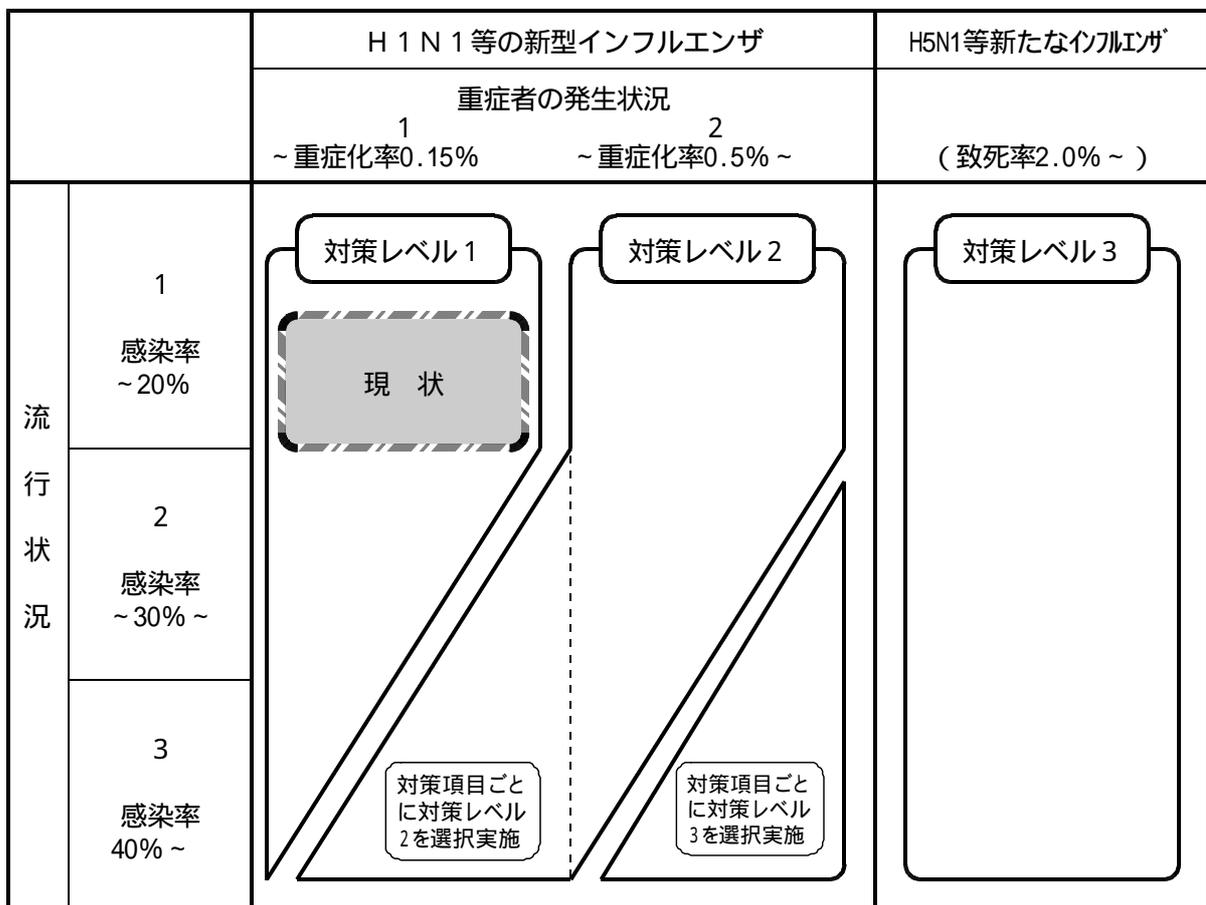
たとえば、現状（平成21年9月初旬）では、感染者数、重症者数とも比較的少数であるため、基本的に「対策レベル1」を採るが、県内定点の平均患者数の急増など、感染者数や重症者数が大幅に増加する兆候が現れた場合には、病床確保等一部の対策項目を「対策レベル2」の対策に切り替えて実施することになる。

対策項目の選択にあたっては、学識者の専門的な意見を聞いて決定することが適当である。

##### (2) 新たなインフルエンザへの対応

H5N1ウイルスによる新型インフルエンザ等、まったく異なるウイルスによるインフルエンザが発生する可能性もあるため、初動期における海外からの侵入防止も含めた封じ込め対策の実施などを盛り込んだ対策レベル3を設けた。

##### 【想定案のイメージ】



流行状況1、2の感染率、重症者の発生状況1、2の重症化率は、厚生労働省の「新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行シナリオ」の中位推計、高位推計の値を参考までに記載している。

## 5 主な提言

### (1) 医療提供体制等

#### 県民に対する相談体制

新型インフルエンザ専門相談窓口を設置すべきである。(対策レベル2、3)

#### 医療機関等に対する情報の提供

インフルエンザに関する情報を一元的に集約し、医療機関に対して発信する情報発信センターの構築を検討すべきである。(各対策レベル共通)

#### 外来医療体制等

- ・ 発熱患者が増加し、医療機関の診療に支障を来すことが予想されるため、経過観察の検査など、数週間の延期が可能なものについて検討し、適切な重症患者への医療提供を図るべきである。(対策レベル2)
- ・ 慢性疾患等を有する定期受診患者に対して、ファクシミリ等を活用して抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行する体制を確保すべきである。  
(対策レベル2)

#### 入院医療体制

- ・ 当面の目標として、入院協力医療機関の主に重症患者に対応する200床の確保を図るべきである。(各対策レベル共通)
- ・ 病状により入院期間を調整したり、同じインフルエンザ様患者については同じ病室や病棟で集中させるなど、病床確保に努め、重症患者への医療提供を図るべきである。(対策レベル2)

### (2) 社会活動の制限

#### 学校、保育所・福祉関係事業所等の休業

対策レベル3において面的制限の実施を検討すべきであるが、これに備えた学校の体制整備、保育所・福祉施設の代替機能の用意が必要である。

#### 企業等の事業活動の自粛

可能な限り事業者の自主的な判断を尊重すべきである。

ただし、対策レベル3では、不特定多数の者が利用する施設を運営する事業者、不特定多数の者が集まるイベント等の主催者に対しては、事業活動の自粛を要請することも想定すべき。

### (3) 広報・リスクコミュニケーション

#### < 新型インフルエンザ関連情報の共有 >

#### 個人情報取扱方針の策定

対策にあたって、個人情報他に漏洩し、あるいは他の目的に利用されることのないよう、また、患者が自らの個人情報がどこでどのように取り扱われるかを事前に知ることができるよう、個人情報取扱方針を定めて公表しておくべきである。

(各対策レベル共通)

#### 市町への情報提供

患者が発生し、あるいは在住する市町に対して関係する患者の情報を提供するべきである。

そのためには、市町新型インフルエンザ対策計画に、患者情報を利用した具体的な対策や、個人情報保護方を記載しておくなどの条件整備が重要である。

(各対策レベル共通)

#### 患者発生施設(学校、事業所等)への情報提供

必要な範囲に限り、施設等に対し、所属する患者の個人情報を提供するべきである。

情報提供にあたっては、患者の個人情報の取り扱いに関するガイドラインを示すなどにより、患者に不利な取り扱いがなされないよう、徹底する必要がある。

(各対策レベル共通)

#### 報道機関に対する情報提供

患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止上の必要性和、患者や学校・事業所、医療機関に対する影響の大きさを慎重に比較衡量して対応するべきである。(対策レベル1、2)

#### <風評被害対策>

##### 安心情報の発信

インフルエンザ定点における感染状況等のデータをホームページ等で提供するなどして、県民が自ら感染の危険性や防御行動の必要性を判断できるデータを提供するべきである。(対策レベル1)

##### 普及・啓発活動

一部で感染症に対する無防備、無理解が見られるため、感染症に関する県民への知識の普及に取り組むべきである。(各対策レベル共通)

#### (4) 行政システム

##### 法制度の見直し

###### 都道府県を中核としたシステムへの転換

現在国(厚生労働省)が担っている役割と権限を、都道府県に分権する方向で法制度を見直すべきである。

- ・ 都道府県に対する調整権限の付与
- ・ 広域調整のしくみの検討

##### 危機管理の発想の組み込み

都道府県や市町村が危機管理として新型インフルエンザ対策に取り組むことができるよう法制度を見直すべきである。

- ・ 対策本部、対策計画の法的位置づけの明確化
- ・ 社会活動制限の法的位置づけの明確化
- ・ 医療実施の要請・指示と補償

#### 地方自治体としての役割と責務の明確化

地方自治体としての市町村・都道府県の役割と責務を明確にし、適切な危機管理体制をとって相互に連携・協力を図ることができるよう、法制度を見直すべきである。

- ・ 市町村の役割の明確化
- ・ 財源の確保 等

#### 県の体制の充実強化

##### アドバイザーの委嘱

機動的に対策を実施するため、専門家をアドバイザーとして委嘱して助言を求める体制を整備するべきである。

##### 平常時における疾病対策体制の充実・強化

疾病対策体制を充実・強化するべきである。

##### 県庁業務継続計画（BCP）の作成

多数の県職員が数週間にわたり欠勤することを想定し、継続する重要業務を絞り込む業務継続計画を作成しておくべきである。

(参考1) 検証体制

氏名	所属・役職
姉川 詔子	芦屋健康福祉事務所長
荒川 創一	神戸大学医学部感染制御部長
伊東 紀子	弁護士・県健康対策協議会感染症対策専門委員会委員
岩尾 總一郎	前WHO神戸センター所長・国際医療福祉大学副学長
岩田 健太郎	神戸大学大学院医学研究科教授
内田 幸憲	神戸検疫所長
河上 靖登	神戸市保健所長
田中 淳	人と防災未来センター上級研究員・東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授
谷澤 義弘	(社)兵庫県医師会副会長
藤原 久義	県立尼崎病院長
室崎 益輝	人と防災未来センター上級研究員・関西学院大学総合政策学部教授
森本 和憲	日本放送協会神戸放送局長
山下 淳	関西学院大学法学部教授
山村 博平	県立健康生活科学研究所長
慶山 充夫	(株)神戸新聞社論説副委員長

(五十音順 : 委員長)

(参考2) 検証経過

- 平成21年6月15日 第1回検証委員会  
(検証項目、検証の進め方等についての協議、決定等)
- 6月23日 医療関係ワーキングの開催
- 6月29日 "
- 7月2日 第2回検証委員会
- 7月13日 第3回検証委員会  
関係者等からのヒヤリングをあわせて実施  
・小林公正 兵庫県保育協会会長  
・瀧 淑郎 兵庫県老人福祉事業協会デイ部会長
- 7月17日 第4回検証委員会  
関係者等からのヒヤリングをあわせて実施  
・岡野幸弘 兵庫県立神戸高等学校長  
・和田耕次 (社)有馬温泉観光協会事務局長  
「当面とるべき医療体制について」提言
- 7月29日 第5回検証委員会
- 8月3日 第6回検証委員会
- 8月24日 第7回検証委員会 (検証結果のとりまとめ)
- 9月3日 第8回検証委員会、県への検証報告

(参考3) 提言項目

1 医療提供体制等

項目	対策レベル1	対策レベル2	対策レベル3
県民に対する相談体制	新型インフルエンザに対応する一般的な相談窓口の設置	新型インフルエンザ専門相談窓口の設置	新型インフルエンザ専門相談窓口機能の強化
	新型インフルエンザに対応する相談窓口の確保		
予防対策の強化	予防啓発の実施	濃厚接触者への指導等の実施	予防強化の要請等
医療機関等に対する情報の提供	情報発信センターの構築 入院可能な医療関係情報の提供 集団発生が疑われる情報の提供 医療情報の提供		
外来医療体制等	一般医療機関での診療の実施 基礎疾患を有する者への対応	一般医療機関での診療の実施 重症化が懸念される者への対応	専用外来医療機関での診療 一般医療機関における対応 感染防止のための医療サービスの確保
	抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給		
入院医療体制	一般病院での入院治療の実施 院内感染の防止	重症化が懸念される者への対応 医療機関の確保	感染症指定医療機関への入院 更なる医療機関の確保
	病床の確保		
検査体制	集団発生の有無の判断のための検査の実施	感染が疑われる者に対する検査の実施 検査体制の強化	全数検査の実施 検査体制の強化
	サーベイランス目的の検査の実施		

## 2 社会活動制限

項目	対策レベル1	対策レベル2	対策レベル3
学校等の休業	施設ごとの休業判断 臨時休業の実効性の確保 部活動、対外交流の自粛 家庭への啓発		面的制限の実施 生徒等の登校停止措置等の実施 臨時休業に備えた体制の整備 臨時休業の実効性の確保
保育所・福祉関係事業所の休業	施設ごとの休業判断	施設ごとの休業判断	面的制限の実施 代替措置の用意
	受け入れマニュアルの整備		
集客施設の休業	通常活動の維持	情報提供と注意喚起の実施	集客施設への休業要請
集会・イベント等の自粛	通常活動の維持	情報提供と注意喚起の実施	集会・イベント等の中止・延期要請
企業等の事業活動の自粛	通常活動の維持	感染防御の注意喚起の実施	企業等の事業活動の縮小・休止要請
県民の行動自粛	一般的な感染防御の徹底		県民に対する行動自粛の要請

## 3 広報・リスクコミュニケーション

### (1) 新型インフルエンザ関連情報の共有

項目	対策レベル1	対策レベル2	対策レベル3
個人情報保護	個人情報保護に配慮した感染拡大防止対策の実施		
市町への情報提供	市町に対する患者情報の提供 市町から県への情報提供、弱者情報の一元化		
患者発生施設への情報提供	患者発生施設への患者情報の提供 施設に対する協力要請と個人情報保護の徹底		
報道機関に対する情報提供	患者、患者発生施設等に配慮した情報提供		感染拡大防止に重点を置いた情報提供

## (2) 風評被害対策

項目	対策レベル1	対策レベル2	対策レベル3
安心情報の発信	県民に対する感染情報の提供	県民に対する安心情報の提供	県民に対するリスク情報の発信 社会生活維持に関する情報の提供
	正確で具体的な情報の迅速な提供		
普及・啓発活動	感染症に関する知識の普及と意識啓発の実施 誹謗・中傷防止の呼びかけの実施 感染時の対処方法の周知・徹底		
事業者支援	事業活動維持のための備えの推進	感染防御の注意喚起の実施	リスク情報の提供 被害に対する支援の実施
物資の流通確保	マスク等の流通確保		食料、生活必需品等の流通確保

## 4 行政システム

項目	提 言
法制度等の見直し	対策本部、計画の法的位置づけの明確化 市町村の役割の明確化 都道府県に対する調整権限の付与 広域調整のしくみの検討 社会活動制限の法的位置づけの明確化 医療実施の要請・指示と補償 財源の確保 発生国からの帰国者の停留 政令による機動的な対応の実施 国における検証の実施 予防体制の充実強化
県新型インフルエンザ対策の実施体制	県対策本部の情報発信機能の充実 アドバイザーの委嘱 疾病対策体制の充実・強化 県庁業務継続計画（BCP）の作成